

名古屋大学東山キャンパス関係部局における
「人を対象とする研究等」に係る利益相反マネジメント内規

(趣旨)

第1条 この内規は、名古屋大学東山キャンパス関係部局（以下「関係部局」という。）において実施される研究に係る利益相反の取扱いに関し必要な事項について定めるものとする。

(利益相反マネジメントの対象の範囲)

第2条 利益相反マネジメントの対象となり得る者は、次に掲げる者とする。

- 一 名古屋大学の役職員
- 二 その他名古屋大学東山キャンパス関係部局倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という）が指定する者
- 三 名古屋大学の組織

(定義)

第3条 この内規における用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- 一 研究 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 人を対象とする生命科学・医学系研究 人（試料及び情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること、又は人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ることを目的として実施される活動。
 - ロ 関係部局の長（以下「部局長」という）が特に必要と認めた研究。
- 二 企業等 企業、国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、病院・診療所等の医療機関、その他本学と共同で研究を実施する機関をいう。
- 三 産学官連携活動 教職員等が企業等と共同して研究等に従事することをいう。
- 四 利益相反 教職員等としての職務上の責任並びに研究の対象となる患者又は研究対象者の医療上の利益及び安全の確保よりも、自己又は第三者の利益が優先されうる状況をいう。
- 五 組織としての利益相反 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 名古屋大学が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他名古屋大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。
 - ロ 名古屋大学のために意思決定を行う権限を有する総長、副総長又は研究科長等が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他名古屋大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。
- 六 研究責任者 研究の実施に携わるとともに、名古屋大学において当該研究に係る業務を統括

する者をいう。なお、多機関共同研究を実施する場合に、複数の研究機関の研究責任者を代表する場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。

七 研究者等 当該研究の実施(試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。)に携わる者をいう。ただし、名古屋大学に所属する者以外であって、次のいずれかに該当する者は除く。

- イ 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者
- ロ 既存試料・情報の提供のみを行う者
- ハ 委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者

(利益相反マネジメントの対象事象)

第4条 利益相反マネジメントは、次に掲げる場合を対象とする。

- 一 役職員が、学外に対して産学官連携活動を含む社会貢献活動(企業等への兼業、共同研究、受託研究等)を行う場合
- 二 役職員が、企業等から一定額以上の金銭(給与、謝金、原稿料等)又は便益(物品、設備、役務等)の供与若しくは株式等の経済的利益を得た場合
- 三 役職員が、前号の企業等から一定額以上の物品・サービス等を購入する場合
- 四 役職員が、大学院生・学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- 五 役職員が、組織としての利益相反に関与する場合
- 六 その他倫理審査委員会が対象とすることを定めた場合

(教職員等の責務)

第5条 関係部局の教職員及び学生は、産学官連携活動を行うにあたっては利益相反上の懸念を抱きかねないものについてはその解消、またより深刻な状況に発展しないように最大限の配慮及び努力をしなければならない。

- 2 研究者等は、研究を実施する場合は、利益相反マネジメント自己申告書(人を対象とする生命科学・医学系研究用)(以下「利益相反自己申告書」という。)を部局長に提出しなければならない。
- 3 研究者等は、名古屋大学の関係規程及び名古屋大学利益相反マネジメントポリシー(以下「ポリシー等」という。)を遵守しなければならない。
- 4 研究責任者は、提出した利益相反自己申告書の内容に変更があった場合は、部局長に速やかに変更内容について報告しなければならない。

(倫理審査委員会における審査)

第6条 倫理審査委員会は、名古屋大学東山キャンパス関係部局における「人を対象とする研究等」の倫理に関する内規第3条第2項の規定に基づき、研究責任者より提出のあった書類による利益相反に係る審査を実施し、審査結果について研究責任者に報告するものとする。

- 2 倫理審査委員会は、前項の審査においては、名古屋大学の関係規程及びポリシー等並びに名古屋大学利益相反マネジメント委員会(以下「利益相反委員会」という)の審査先例等に従い、研究者の利益相反に関する質問又は相談に応じるとともに、必要な助言又は指導を行うものとする。
- 3 倫理審査委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 4 倫理審査委員会は、利益相反委員会に必要な助言を求めるとともに、その活動に協力しなければならない。
- 5 倫理審査委員会は、倫理審査委員会において審査等を行った利益相反に係る事例のうち重要な事例については、速やかに利益相反委員会に報告しなければならない。
- 6 倫理審査委員会が利益相反委員会に審査を委託する際は、倫理審査委員会において研究の倫理審査に係る申請書類及び利益相反自己申告書による審査を行った後、利益相反自己申告書に、研究の倫理審査に係る申請書類及び審査結果を添えて行うものとする。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、関係部局の研究における利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和7年2月28日から施行する。